

公 示

平成30年2月1日

支出負担行為担当官
福島労働局総務部長
金谷 雅也

1 企画競争に付す事項

(1) 事業名

福島雇用促進支援事業

(2) 事業の趣旨

福島県において、避難解除区域（避難指示の対象となっている地域を含む。以下同じ。）に帰還を希望する者（避難解除区域へ既に帰還している者を含む。以下「帰還者」という。）等を取り巻く環境等は様々であり、帰還者等の雇用の安定を図るための取組をより効果的に実施するためには、国が一律に対策を講じるのではなく、地域による自主性・創意工夫ある取組を支援することが重要であることから、帰還者等の雇用の安定に自発的に取り組む地域の関係者から構成される協議会が提案した雇用対策の事業の中から、帰還者等の雇用の安定を図るための効果が高いものを選定して、当該協議会に委託して行う福島雇用促進支援事業を実施し、地域における帰還者等の雇用の安定を図る。

(3) 事業の内容

産業振興や地域活性化に係る地域独自の取組とも相まって、対象地域内の市町村や経済団体等の創意工夫により、地域における帰還者等の雇用の安定を図ることが見込まれる以下のア～オの事業とする。

ア 雇用確保に係る事業

例 事業主への各種助成金等の情報提供、帰還者等向けの求人開拓など、雇用確保のための取組

イ 就職促進に係る事業

例 帰還者等相談窓口の開設、研修や就職に資する情報の提供など、就職促進のための取組

ウ 帰還者に対する心のケア事業

帰還者が、帰還後の就労への不安等について、臨床心理士等による専門的な相談支援を実施するための取組

エ 職場体験実習に係る事業

求人を募集している事業主において企業見学会、職場体験実習、技能実習等を一体的に実施するための取組

オ その他

地域の産業振興施策等に係る取組として行われる研修等帰還者等の雇用の安定に資する地域の創意工夫を生かした雇用面での対策に係る取組

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次に掲げるすべての事項に該当する者であること。

なお、本公示における法令等違反した者の範囲については、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の規定に基づく財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）で定められた用語のうち「親会社」、「子会社」、「関連会社」、「連結会社」の範囲とする。

ア 企画書提出時において、過去5年間に職業安定法（昭和22年法律第141号）又は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（第三章第四節の規定を除く。）の規定又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分に違反していないこと。（これらの規定に違反して是正指導を受けたもののうち、企画書提出時までには是正を完了しているものを除く。）

イ 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。

- ①厚生年金保険
- ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
- ③船員保険
- ④国民年金
- ⑤労働者災害補償保険
- ⑥雇用保険

注）各保険料のうち⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者雇用率以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用していること、又は障害者雇用率を下回っている場合にあつては、障

害者雇用率の達成に向けて障害者の雇用状況の改善に取り組んでいること。

エ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づく高年齢者雇用確保措置を講じていること（特例措置によるものも含む。）。

オ 企画書提出時において、過去3年間に上記以外の法令等違反があり、社会通念上著しく信用を失墜しており、当該委託業務遂行に支障を来すと判断される者でないこと。

(5) 事業を実施するすべての市町村、地域の経済団体等が構成員となっている協議会（参加する段階で協議会が正式に設置されていない場合は、協議会の設立準備会も含む。）であること。

(6) 本事業を適正に実施するための組織体制及び規模を有している協議会であること。

3 特殊な技術及び設備などの条件

福島雇用促進支援事業は、地域による自主性・創意工夫ある取組により、地域における帰還者等の雇用の安定を図ることを目的としている。そのため、本事業の委託先となる協議会は、上記2（4）にも記載しているとおり、事業を実施しようとするすべての市町村、地域の経済団体等が構成員となっている協議会であることが必須条件である。

4 契約候補者の選定方法

「福島雇用促進支援事業に係る事業計画書募集要領」に基づき、提出された事業計画書等について審査を行い、契約候補者を選定する。

5 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時 平成30年2月1日（木）～2月21日（水）

10時～12時、13時～17時

(2) 場所 〒960-8021 福島県福島市霞町1-46

福島合同庁舎4階

福島労働局職業安定部職業対策課

電話番号：024-529-5409

F A X：024-536-4211

※ 郵送を希望する場合は上記まで連絡のこと。

6 事業計画書等の提出期限等

(1) 提出期限 平成30年2月21日（水）17時まで

(2) 提出先 5（2）に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送（必着）とする。

7 事業計画書等の無効

競争参加資格を満たさない者、その他競争参加の条件に違反した者の事業計画書等は無効とする。

8 その他

詳細は、「福島雇用促進支援事業に係る事業計画書募集要領」による。